

<複数選択式特訓> 7 「社会福祉」

@2025sakurakosensei 転載・転売禁止

<問題>

問1

次の文のうち、日常生活自立支援事業に関する記述として、適切なものを2つ選びなさい。

- 1 サービスは有料である。
- 2 判断能力が不十分な者であれば、誰でもサービスを利用できる。
- 3 「生活困窮者自立支援法」に基づく第二種社会福祉事業である。
- 4 事業の実施主体は、都道府県・指定都市の社会福祉協議会である。
- 5 事業の実施にあたり、契約内容や本人の判断能力等の確認を行う運営適正化委員会が設置されている。

問2

次の文のうち、日常生活自立支援事業で実施されるサービスに関する記述として、適切なものを2つ選びなさい。

- 1 保持する株式の売買
- 2 住民票の届け出等の行政手続き
- 3 財産の管理
- 4 福祉施設の入所契約
- 5 実印の預かり

問3

次の文のうち、成年後見制度に関する記述として、適切なものを2つ選びなさい。

- 1 根拠法は「社会福祉法」である。
- 2 制度の対象者は、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない者である。
- 3 法定後見制度は、判断能力が衰える前に、将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、「誰に」、「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておく制度である。
- 4 任意後見制度は、判断能力が衰えた後、家庭裁判所によって、援助者として成年後見人等を定める制度である。
- 5 法廷後見制度の利用申立者には、四親等内の親族が含まれる。

<解説>

問1 正答 1、4

<解説>

- 1 ○ サービスを検討する際の相談は無料だが、福祉サービス利用手続き、金銭管理などのサービスを利用する際は料金がかかる。
- 2 × 事業を利用するには要件が2つあり、1つは選択肢の「判断能力が不十分な者（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な者）」であるが、もう1つの要件として「本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者」が必要である。判断能力が不十分だけでは利用できない。
- 3 × 日常生活自立支援事業は、「社会福祉法」第2条第3項第十二号において、「福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービス（前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）」として規定されているが、事業に基づく根拠法は定められていない。
- 4 ○ 事業の実施主体は都道府県・指定都市の社会福祉協議会である。その上で、窓口業務等は市町村の社会福祉協議会等で実施されている。
- 5 × 事業の実施にあたり、契約内容や本人の判断能力等の確認を行う契約締結審査会と、適切な運営を確保するための監督を行う運営適正化委員会が設置されている。

問2 正答 2、5

<解説>

日常生活自立支援事業は、本人との契約に基づいて、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭等の管理に限定している。そのため、保持する株式の売買、財産管理や福祉施設の入退所など身上監護に関する契約等の法律行為を行うことはできない。あくまでも日常生活における生活の援助の範囲が対象である。

問3 正答 2、5

<解説>

- 1 × 「社会福祉法」、という記述が不適切。成年後見制度には法定後見制度と任意後見制度があり、前者の根拠法は「民法」、後者の根拠法は「任意後見契約に関する法律」である。
- 2 ○ 選択肢の通り。
- 3 × 法定後見制度は、判断能力が衰えた後、家庭裁判所によって、援助者として成年後見人等

を定める制度である。

- 4 × 任意後見制度は、判断能力が衰える前に、将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、「誰に」、「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておく制度である。
- 5 ○ 法廷後見制度の利用申立者は、本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官、市町村長などが該当する。